

# 市第19号議案 旅館業法施行条例の一部改正

1 提案理由	.....2
2 改正の背景	.....2
3 改正の概要	.....3
4 施行予定日	.....3
5 参考 条例改正のイメージ	…4
6 参考 新旧対照表	.....5

# 旅館業法施行条例の一部改正

## 1 提案理由

国の規制緩和に伴い、旅館業法施行条例について、宿泊者との面接義務の緩和及びフロント基準の見直しを行うため、所要の改正を行います。

## 2 改正の背景

旅館業における人手不足の状況やICT技術の進展等を踏まえた  
国の規制緩和により、宿泊者の本人確認の手段として、  
従業員との面接を不要とする自動チェックイン機の  
使用が可能となりました。



# 旅館業法施行条例の一部改正

## 3 改正の概要

### (1) 宿泊者との面接義務の緩和

現行、フロントのある施設では、宿泊者との面接を義務付けていますが、改正により、フロントの有無にかかわらず、自動チェックイン機で本人確認を行うことを認めます。

### (2) フロント基準の見直し

現行、フロントでの面接を省略する設備の設置を禁止していますが、改正により、本人確認が可能な自動チェックイン機を設置できることとします。

## 4 施行予定日

令和7年12月1日

## 5 参考 条例改正のイメージ

現行



フロントを設置  
(自動チェックイン機の設置は不可)



フロントを設置しない場合のみ  
自動チェックイン機を設置

改正後

フロントと自動チェックイン機を  
両方設置できる



フレキシブルな対応が可能に

# 6 参考 新旧対照表

## 旅館業法施行条例

現行	改正案
別表第1(第4条 衛生措置の基準)	
1 宿泊しようとする者と面接すること( <u>玄関帳場を設けない施設において</u> 当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)。	1 宿泊しようとする者と面接すること(当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)。
別表第2(第6条 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)	
3 玄関帳場の基準 (3)宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備機器が設けられていないこと。	3 玄関帳場の基準 (3)宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備( <u>当該者の確認を適切に行うためのもの</u> を除く。)が設けられていないこと。